

お困りのベトナム人の皆様へ

出入国在留管理庁、厚生労働省及び外国人技能実習機構は、駐日ベトナム大使館と連携して各種事情によりお困りの在日ベトナム人に対し、サポートをします。

1 技能実習生の方へ (技能実習SOS・緊急相談専用窓口のご案内)

実習先で暴行や各種ハラスメントを受けている、重大な法令・契約違反行為があった場合は、やむを得ない事情として、実習先の変更が可能ですので、外国人技能実習機構の**母国語相談窓口へ気軽に相談してください。**

また、現在技能実習の活動を行っておらず、技能実習の再開や帰国を考えている方は、やむを得ない事情により実習先から失踪した方も含め、外国人技能実習機構で相談ができますので、ぜひご利用ください。

2 元技能実習生でオーバーステイになった方へ（出国命令制度）

入管では「不法滞在者ゼロプラン」のもと摘発を強化しています。

入管や警察に捕まれば、刑務所に行く可能性があります。

違反が不法残留のみで、捕まる前に入管に出頭すれば、出国命令制度の対象となる可能性が相当高いので、自分から入管に出頭してください。

出国命令制度を利用して帰国した場合

- ・ **入管に收容されずに帰国することが可能**
- ・ **日本に入れない期間が「5年」から「1年」に短縮**

3 駐日ベトナム大使館・総領事館における元技能実習生への手続支援

- 帰国するためには、有効なパスポートが必要です。
- 有効なパスポートがない場合は、オンライン申請で臨時旅券の迅速な発給を受けることができます。ただし、駐日ベトナム大使館・総領事館に必要な書類を持参する必要があります。
- パスポートを紛失した場合は、ベトナム国内の地方自治体が発行する身元証明書等（居住情報証明書等）が必要となります。
- 詳しくは裏面や、駐日ベトナム大使館ホームページをご確認ください。

入管に收容されている者はこれらの支援が受けられません

詳細は裏面をご覧ください

詳しくはこちら



1 技能実習SOS・緊急相談専用窓口のご案内

外国人技能実習機構（OTIT）では、お困りの技能実習生の皆さんを母国語でサポートします。

悩みや困りごとを迅速に解決するために、ぜひお気軽に相談してください。

ベトナム語のフリーダイヤルをご用意しています！

技能実習SOS・緊急相談専用窓口

やむを得ない事情がある
場合の実習先変更

ベトナム語(Tiếng Việt)

0120-250-168

月～金 11:00～19:00
土 9:00～17:00



メールでの
相談は、
QRコードから

24時間受付



2 元技能実習生でオーバーステイになった方へ（出国命令制度）

以下のすべての要件を満たす外国人の方は、入管に收容されることなく帰国することができます。

また、退去強制による日本に入れない期間（上陸拒否期間）は「5年」から「1年」に短縮されます。

- ☒ 早期帰国を希望し、地方入管へ自ら出頭したこと
- ☒ 不法残留以外の退去強制事由に該当しないこと
- ☒ 窃盗罪等の一定の罪により拘禁刑に処せられたものでないこと
- ☒ 過去に日本から退去強制された又は出国命令を受けて出国したことがないこと
- ☒ 速やかに日本から出国することが確実と見込まれること

地方入管
の連絡先
はこちら



出国命令に関する
Q&Aはこちら



3 駐日ベトナム大使館・総領事館における元技能実習生への手続支援

- オンラインでパスポート申請手続を行う。
(<https://passport.mofa.gov.vn/>)
- 必要書類を確認する。
(<https://vnembassy-jp.org/vi/thủ-tục-liên-quan-đến-hộ-chiếu>)
- 駐日ベトナム大使館・総領事館に以下の書類を持参する。
 - ・ 有効期限の切れたパスポートを持っている場合
有効期限の切れたパスポート、パスポート第2・3頁のコピー、出頭確認書、その他の身分証明書（ある場合）
 - ・ パスポートを紛失した場合
ベトナム国内の地方自治体発行の身元証明書（居住情報証明書等）、パスポート第2・3頁のコピー（ある場合）、出頭確認書

オンライ
ン申請は
こちら



必要書類
はこちら

